

通年雇用助成金

北海道、東北地方などの積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成

指定業種の事業を行う事業主

○事業所内就業の場合

季節労働者を令和5年12月16日から令和6年3月15日までの期間中、同一の事業所で継続雇用し、かつ令和6年12月15日まで継続雇用が見込まれること

○事業所外就業の場合

季節労働者を令和5年12月16日から令和6年3月15日までの期間中、他の事業所で配置転換や在籍出向などにより継続雇用し、かつ令和6年12月15日まで継続雇用が見込まれること

○手続きの流れ

- ① 「通年雇用届」の提出(12月16日~1月31日)
↓ 「通年雇用届」及び提出書類一式をハローワークへ提出
- ② 「支給申請書」の提出(3月16日~6月15日)
↓ 「支給申請書」及び提出書類一式をハローワークへ提出
- ③ 支給・不支給決定(申請からおおむね2~4ヶ月後)
労働局より事業主へ支給・不支給決定通知がされる

助成内容

支給対象労働者一人あたり、1年ごとに最大3回支給されます。

新規継続労働者(第1回目の支給対象者)

対象期間に支払った賃金の **2/3** (上限71万円)

継続・再継続労働者(第2、3回目の支給対象者)

対象期間に支払った賃金の **1/2** (上限54万円)

○その他の助成

【賃金助成】には、パンフ記載の事業所内就業助成、事業所外就業助成のほか、継続雇用し期間中一時的に休業させ、休業手当を支給した場合の「休業助成」、季節的業務以外の業務に転換し継続雇用した場合の「業務転換助成」がある。
また、【経費助成】には「移動就労経費助成」「職業訓練助成」「新分野進出助成」がある。

助成内容

常用雇用に移行した日から起算して

6ヶ月間に支払った賃金の **1/2** の額から支給された

「**トライアル雇用助成金**」の額を減額した額 (上限71万円)

指定業種以外の事業を行う事業主

○季節トライアル雇用の場合

季節労働者をトライアル雇用終了後、引き続き常用雇用として雇い入れた場合、その事業主に対して助成金を支給

トライアル雇用助成金

職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等(*)の紹介により、一定期間試用雇用した事業主に対して助成

※トライアル雇用助成金の取り扱いを行うに当たって、雇用調整助成金の取り扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

助成内容

支給対象者一人につき
月額最大4万円
×最長3ヶ月

※対象労働者が母子家庭の母もしくは父子家庭の父の場合は月額最大5万円

助成内容

支給対象者一人につき
月額最大4万円
×最長3ヶ月
(トライアル雇用助成金の上乗せ)

○一般トライアルコースの場合

常用雇用を希望しトライアル雇用による雇入れについても希望している者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介によりトライアル雇用として雇い入れた事業主に対して助成(雇入れ期間は原則3ヶ月、労働時間は通常の労働者と同程度)

○若年・女性建設労働者トライアルコースの場合

若年者(35歳未満)または女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用し、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース、障害者トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースなど)の支給を受けた中小建設事業主に対して助成

○手続きの流れ

- ① 「一般」のトライアル雇用開始日から2週間以内に、紹介したハローワークに「一般」の「実施計画書」を提出
↓
- ② 「一般」のトライアル雇用終了日の翌日から2ヶ月以内にハローワークまたは労働局に「一般」の「支給申請書」を提出

※「若年・女性建設労働者トライアルコース」の申請は、上記「一般」の「支給申請書」と同時に「若年・女性建設労働者」の「支給申請書」を提出する

助成金の活用には一定の要件がありますので事前にハローワーク帯広の担当窓口へご相談ください。

お問い合わせ

ハローワーク帯広(帯広公共職業安定所)

〒080-8609 帯広市西5条南5丁目2番地 TEL 0155-23-8296

人材開発支援助成金

建設労働者技能実習コース

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成するものであり、建設労働者の技能向上を目的としている。

1.経費助成 / 2.賃金助成 / 3.賃金向上助成・資格等手当助成

雇用する建設労働者に対し有給で登録教育機関等を行う技能実習を受講させた。

中小建設事業主

① 経費助成

雇用保険被保険者数(講習開始日時点)

20人以下

対象経費の **3/4助成**

21人以上

35歳未満

対象経費の **7/10助成**

(1つの技能実習について1人10万円を限度とします。)

35歳以上

対象経費の **9/20助成**

② 賃金助成

雇用保険被保険者数(講習開始日時点)

20人以下

1人につき

8,550円/日
<9,405円/日>

21人以上

1人につき

7,600円/日
<8,360円/日>

(通学制で1日3時間以上受講した日数、1つの技能実習について20日分を限度とします。)
(<>内は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者への支給額)

③ 賃金向上助成・資格等手当助成

賃金要件(1年以内に5%以上増加)、資格等手当要件(1年以内に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加)を満たした場合の割増助成

経費助成の支給決定を受けている場合

支給対象費用の **3/20**を支給

賃金助成の支給決定を受けている場合

20人以下	21人以上
1人につき	1人につき
2,000円/日	1,750円/日

※1事業所への支給申請年月日を基準とする単年度における建設労働者技能実習コースに係る経費助成・賃金助成及び賃金向上助成・資格等手当助成の支給額の合計は500万円が上限となります。

○対象となる技能実習

- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転
- ・小型移動式クレーン運転
- ・不整地運搬車運転
- ・高所作業車運転
- ・玉かけ
- ・ガス溶接 など

○助成対象の主な要件

- ① 資本金3億円以下又は従業員300名以下の建設事業主
- ② 雇用保険料率が18.5/1000の雇用保険適用事業所(令和5年度)
- ③ 受講者は、申請事業主に雇用されている建設労働者で、雇用保険被保険者であること。
- ④ 保険料の滞納、労働関係法令違反、助成金の不正受給がないことなど。

○手続きの流れ

- ① 「計画届」の提出
技能実習を実施しようとする日の3ヶ月前から原則1週間前までに、計画届及び必要書類一式を提出する。
(登録教育機関等で受講する場合は、「計画届」は不要です。)
- ② 「支給申請書」の提出
「経費助成」、「賃金助成」は、技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2ヶ月以内に必要書類一式を提出する。
「賃金向上助成・資格等手当助成」は、要件を満たし、支払われる賃金または資格等手当の3ヶ月目の支払日の翌日から起算して5ヶ月以内に必要書類一式を労働局に提出する。

パンフレットには、便宜的に簡略した事項を掲載しています。助成適用の際は、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3階 TEL (代表)011-738-1043(直通)